世界の幸せをカタチにする。
Creating Peace & Happiness for the World
Musashino University
武蔵野大学 学術機関リポジトリ
Musashino University Academic Institutional Repository

大正時代における中国人留学生の生活誌：寄宿舎生活に関する考察

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2022-11-22
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 欒, 殿武
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1938

大正時代における中国人留学生の生活誌

—寄宿舎生活に関する考察—

Living Conditions of Chinese Students in Japan during the Taisho Era: A study with a Focus on Dormitories

欒　　殿　武

はじめに

明治後期から大正時代にかけて、多くの中国人留学生たち[1]が東京で遊学をしたことは、周知の事実である。当時の中国人留学生たちの大部分は、下宿屋や素人下宿を生活の場として都会生活を体験し、中国の故郷を離れて自由を享受した。下宿屋は都市集合住宅の空間として、素人下宿は家庭的な雰囲気を約束する空間として、都市体験の場を提供した。大正時代の社会的繁栄の中、彼らは神田界隈という混沌で無秩序な、誘惑の多い場所で演劇や映画、遊郭や料理屋などの都市の誘惑を受けながら、刺激的な娯楽空間が満ちあふれた東京の異文化環境の生活を体験した。

留学生が異文化環境で生活する場合、言葉、食生活の違い、孤独感などの壁にぶつかるが、当時の中国人留学生が日本留学中にもっとも困ったことの一つは、適当な宿泊施設がないことであった。当時、留学生が日本に長期滞在する際の宿泊施設の形態には、「下宿屋」（貸間貸家を含む）と「寄宿舎」の２種類があった。明治大正時代に留学生が書いた手記や日記類を読むと、彼たちがよく「下宿屋」を利用していたことがわかるが、下宿屋生活については、利益追求の経営手法と留学生冷遇の接客態度で、「排日」感情を生み出す原因の一つとして、当時の多くの教育者と有識者は、新聞や報告書でその弊風を指摘し、安全で経済的な生活の場である「寄宿舎」生活の必要性を説いた。

多くの中国人留学生が笈を背負って日本にやってきたのは、新しい知識を求めるためであり、個人の立身出世のためであると同時に、国の近代化のためでもあった。そういう意味で、日本は人材育成の責任を負っていた。ところが、一部の学校は月謝のみ徴収し、出席を取らず、留学生の勉学状況を把握せず、試験さえ受ければ卒業証書を授けた。そこで、官費を受け取り、学校へ行かず、料理屋と遊郭に出入りし、賭博に興じる不良留学生が生まれ、さまざまなトラブルを引き起こした。また、一部の学生は孫文の率いる革命運動に参加して、監督官僚を殴ったり、国内で爆弾テロをおこし反政府活動をしたりして、清朝政府から問題視された。これらの想定外の問題が起きたため、１万人を超える中国人留学生に対する管理上の問題は、日本の当局や教育者にとって大きな課題となった。その対処法として、寄宿舎の教育的意味と有用性が提起されたわけ

である。

寄宿舎は、下宿屋、貸間貸家とともに、重要な生活の場であるが、中国人の留学生の生活細部に関する寄宿舎の研究は少ない。大正時代における中国人留学生の生活環境、特に下宿屋については、以前、考察を試みたことがあるが[2]、本稿は、対照的な住環境である寄宿舎生活に焦点を当てて、明らかにしようとするものである。寄宿舎研究は一般的に言えば、建築、組織、管理法、監督などの視点があるが、本稿では、これらの視点と異なる側面から中国人留学生専門の寄宿舎に関する資料を取り上げ、そこに記録された彼らの生活実態を紹介することで、当時の中国人留学生が置かれていた環境や、直面していた問題などの具体的な実相を明らかにしたいと思う。

なお、中国人留学生についての研究史に関しては、すでに拙稿「大正時代における中国人留学生の生活誌―下宿屋生活を中心に」（『武蔵野大学グローバル教育研究センター紀要』第３号）で言及したのでそちらを参照されたい。

一、寄宿舎とそのメリットとデメリット

１．寄宿舎とその管理方法

寄宿舎とは、学生のために学校が設けた共同宿舎であるが、日本の官立学校や私立学校の一部は、創立当初寄宿舎を附設していた。寄宿舎は当初、貧困学生や通学に不便な学生のために設けられ、教員の当直により管理されたが、寄宿舎制度ができてから、学生の訓育の場と位置づけされ、教室、実験室、図書館と並んで、学校の中で重要な施設となり、舎監という専門職を置いて学生を指導監督するようになった。例えば、東京府は明治 17 年（1884）に町村立学校の設置について、設置目的、名称、所在地、校舎、学科学期課程、教授法、試業規則、入学退学規則など以外に、寄宿舎規則の提出を通達していた[3]。学習院教授峥是三郎は寄宿舎の管理について、「寄宿舎ヲ整理スルコトハ、学校管理法中ニ於テ最大ナル責任ノ一ナリ」（『学校管理法』峥是三郎、文学社、1897、93 頁）と述べ、具体的に管理方法を説明した。

寄宿舎では、一室に平均６人で、もちろん４人や８人のところもあり、決していい環境とは言えない。また起床や消灯を始め、授業や食事、休憩など、一日のすべての活動に規定を設け、規則を守らないといけない。舎監のほかに、監視役の門番がいて、普段外出が禁止されるが、やむなく外出をする場合、外出簿に舎監の許可印をいただき、玄関先に姓名のある赤札を玄関の針に掲示して初めて外出が許される。そして門限を守らないといけない。万が一門限を過ぎると、外出先の証明書を提出する必要がある。

寄宿舎には舎則があり、寄宿舎の名称、入居者の資格、舎監、舎費の納付、納付時期などが決まっており、学校によっては、父兄より送金した学費の保管を請け負うところもある。さらに、寄宿舎は家庭的な要素と社会的な要素があり、教育の一環として訓育の意味があり、集団生活としての寄宿舎は講談会、茶話会、運動会を開き、学生相互の友情の育成を旨とし、高潔健全な気風を育て、人間の社会性を陶冶する修業の場である。そのため、訓育を目的として、寄宿舎の日常生活や学生の行動に関する細則もある。例えば、学習院の寄宿舎規則には寄宿生の一日のスケジュール、外出、温習室、食堂、応接室及び病者心得など、細かい規定があった。「自習時間中ハ静粛ヲ旨トシ他人ノ修学ヲ妨クヘカラス」「自習及就寝ハ必ス所定ノ室ニ於テシ妄リニ他人ノ

室ニ入ルヘカラス」「就寝後ハ喧燥ヲ慎ミ他人ノ安眠ヲ妨害スヘカラス」などがある[4]。さらに、外泊の禁止や外出中の注意なども細かく規定されている。舎則が厳しく、故郷が恋しくなった新入生にとってはもっとも嬉しいことは手紙、面会人、小包であった。

東京大学を始め、農科大学、第一高等学校、東京外国語学校、商業学校、高等師範学校などの公立学校、慶応義塾大学、早稲田大学、学習院、明治義塾法律学校、講学館、有得館、東洋英和学校、暁星学校、淑徳女学校、郁文館、静観書院、横浜英語学校、東洋協会専門学校、日本女子大学、日本女学校、静修女学校、東京裁縫女学校などの私立学校も寄宿舎を設けて学生募集をしていた。また、尚志社を始め、地方有力者は、地方出身の子弟のために共同宿舎を設立したこともある[5]。さらに、基督教系の聖公会が経営している寄宿舎もあった[6]。

寄宿舎は学校に通う学生に通学上、貧困学生の勉学上の宿泊の問題を解決し、学業の進歩を図るために設けられ、衛生面に注意を払い、日常の秩序の維持に重きを置いたが、一般学生の生活指導や規則の順守、学生の学習を良好に導くために、そして訓育の一環として、寄宿舎で剣道や柔道を始め、運動器具を整え、学生の健康保全に努めた。また、自習室を設け、参考図書や新聞を購入して、自由に閲覧できるようにした。さらに、一部の学校では、富豪の子弟に対して「遊里」や「料理店」などの誘惑的な環境からの隔絶のために、父兄より送金された学資を保管して、学生の請求により随時交付するという方法で、父兄を安心させるとともに、節約の習慣を育成した。

2．寄宿舎のメリット

寄宿舎は地方出身者、苦学生、通学の不便な学生にとって、必要不可欠の施設である。東京は「学校のデパート」と言われるほど、各種学校が揃っており、地方から大勢の若者が東京に集まった。それに伴い、各種学校は寄宿舎を設けた。

日本は当初、イギリスのパブリックスクールを真似て、人格を鍛えて健全な精神を養成することに教育の重点を置いた。また、東京帝大などは、イギリスの大学と同じく、ボートレースを始め、クラブ活動やスポーツを通して人格形成を目指し、先輩が後輩の教育に当たるという方法を取り入れた。その実現には寄宿舎が必要不可欠であった。

寄宿舎での共同生活は、規律ある生活習慣を身につけることができるとされ、学生たちの自治を通して、先輩と後輩の上下関係を学び、仲間意識や友情を育むことができ、一種の共同体を形成して、教育効果と学風の改善が期待された。寮歌は寄宿舎の伝統や格式形成のひとつの現れである。

寄宿舎のもう一つのメリットは、父兄に代わって地方出身の若者を、都市の誘惑から隔離監督することであった。特に、女子学生の親たちにとっては、寄宿舎を附設した学校は安心して入学させることができた。そのことは、明治大正期の私立学校の学生募集広告にしばしば散見される。また、自由に使えるお金を手にした学生が、遊惰にふけり、中途で学業をやめる心配があったため、寄宿舎での必要品を配達し、学資の管理を代行する会社が現れ、寄宿舎を設けていた。例えば、明治成業保証会社はこのような経緯で創立された[7]。

寄宿舎は学校教育の一側面であり、営利を目的としないため、舎監の献身的な監督により、学生は学業と人格形成の両面においてよい成績を挙げることができ、集団生活を通して、規律遵守、

人間関係の形成、規則正しい生活習慣など、社会生活の適応性の養成に役立つことができる。当時の寄宿舎の学風に二つの特徴があった。一つは慶応大学の商人風で、もう一つは第一高等学校の武士風であると言われている。

3．寄宿舎のデメリット

木造建築の寄宿舎は、火事が発生しやすく、共同生活の中では、不注意による火災が多かった。出火の原因は炬燵の火、ランプの不始末、湯殿や炊事場からの出火が主であった。当初、例えばランプの不始末で火事を出した東京府師範学校の沖山彦之助に対しては、懲役70日と罰金5円35銭を処していたが、それにもかかわらず、明治22年（1889）1月25日夜12時30分ごろ、帝国大学文科学生寄宿舎より出火し、文科学生の寮が全焼し、法科学生の寮は半焼してしまった。医学部の二年生早川庄次郎が逃げ遅れて犠牲になり、負傷者8名、死者1名の惨事になった[8]。このほか、明治学院、農科大学、東京感化院の寄宿舎も出火したことがある。また、大正2年（1913）2月20日、神田三崎町2丁目5番地救世軍大学植民舘寄宿舎[9]付近より出火し、近隣2,100戸が罹災してしまい、湖南省出身の中国人留学生が命を落としたという惨禍があった。さらに、明治38年（1905）秋に、東京府立女子師範学校の湯呑み場から出火し、寄宿舎全部が焼失した。そのほか、明治と大正時代にわたって、学校の寄宿舎から出火したことが相当数あった。

また、寄宿舎生活の中でよく問題になっているのは、食事の問題である。寄宿舎には、賄い方がいて、料理を担当しているが、給食に関わるトラブルは多かった。明治29年（1896）10月に、滋賀県の私立高等女学校の寄宿舎に入居した20名の生徒は、毎日の食事の粗悪さに堪えきれず、相次いで退舎してしまった。新聞記者が退舎当日に確認したところ、朝食は味噌汁と沢庵三切れ、昼ご飯は小さな鮭が一切れという内容であった[10]。賄征伐と称して、寄宿生はしばしば食堂で一同に大声で不満を叫んだりご飯を勢いよく食べ尽くしてもっと寄こせと叫んだり、賄い方に暴行を加えたり食器を壊したりした。早稲田大学や第一高等学校、高等師範、そして女子大学、女子学院、三輪田、成女、和洋裁縫などの賄征伐はよく知られていた。明治後期になると、賄征伐はだいぶ落ち着いてきたが、「偶に罰卵（時には罰パンもある）で窘める位のもの（中略）何処の寮かで飯櫃の運び方が気に入らないとあつてポーンと食卓を押倒しその上の皿小鉢を陥し毀して賄方を蒼くさせた事があつたが是などは近来絶無にして稀有なものである」（『読売新聞』1911年3月8日付）ということもたまに起こった。このように不満が多かったため、一高では各室総代による「賄方処分問題臨時委員会」で献立を決めたり、女子大学の寄宿舎では女性教師と生徒が相談して、一週間の献立を決めて不満を解消しようと努めた。

厳しい規則と厳格な舎監によって管理され、時には舎監が規則を杓子定規にはめようとする時に、寄宿生と舎監の対立、いわゆる「舎監排斥」はしばしば引き起こされた。岩手県師範学校では、明治13年（1880）12月20日に寄宿の生徒と会計官が対立し、「午後四時ごろ舎内に於て一声の笛を吹鳴しを合図に生徒が五十人ほど一同手に手に柄物を携へ出て校内にある器物の類より戸障子襖まで残りなく打毀し二階へ立籠りて梯子を引揚げ鯨波の声を揚しに会計方も制し難けれバ呆れ果てゐる」（『読売新聞』1881年1月4日付）というふうに、生徒が暴れ回った。また、大正12年（1923）2月7日夜、長野県立木曽山林学校寄宿舎の50名前後の生徒が振り鈴を合図に、校舎内の電気を消して鬨の声を挙げて、舎監室を襲い数十個の氷塊を投げ込み、硝子戸と

障子を壊した[11]。周知の通り、漱石の小説『坊っちゃん』にも、松山中学の生徒が寄宿舎で暴れる場面が描かれている。

寄宿舎の管理については、女子大学校長の成瀬仁蔵は「仮令バ寄宿舎の如きハ、動もすれバ監獄と同じ制度で、乾燥無趣味極まる組織となつて居る為めに、少しも人生の快味を解し得ない」（「女子教育諸大家の談話」（六）『読売新聞』1902年10月23日付）と批判し、「学生の集合すべき寄宿舎を、家庭的の趣味ある愉快な処にして、家に居ると同様の組織となし、倶楽部抔も作つて、兎に角生徒が充分に満足するやうに仕なけれバ可けません」（同前）と、対策を唱えた。その後、「理想的寄宿舎」「模範寄宿舎」と謳われる寄宿舎が現れ、「家庭的の趣味」を覚えさせ、社会的悪風に感染しないことを趣旨とし、生徒たちに自治組織を結成させ、寄宿舎を自主管理させた。自主管理と家庭的のいわゆる「模範寄宿舎」のスタイルは明治40年代以降、流行の寄宿舎管理法となった。「模範寄宿舎」とは、寮生の自治による管理法で、寮生の中から2名の主婦役の学生を選び、一ヶ月交替で寄宿舎の家計、炊事などのことを担当し、家事の練習をした。また、寄宿舎の内外の拭き掃除、ランプの点灯、配膳など、全部寮生が順番に担当し、擬似家族のように寄宿舎の雰囲気の改善を図った。

さらに、共同生活のもう一つの難点は伝染病の流行である。明治15年（1882）9月、コレラの流行で、東京大学医学部と予備門は寄宿舎を閉鎖して対処した。明治35年（1902）5月に小石川区諏訪町大日本女学校宿舎から腸チフスの患者が出たが、舎監は普通の風邪と勘違いし、身元引受人に学生を引き渡して大騒ぎになった[12]。そのため、当局は府下の各寄宿舎に隔離室、または予備室を設けて、防護措置を取り、病毒の伝播を防ぐよう命じた。同年6月に、慶応義塾の寄宿舎から2名の赤痢の患者と7名の疑似患者が出て、二日間休校して消毒を行った騒ぎがあった。明治37年（1904）2月上旬、第一高等学校寄宿舎から腸チフスが発生し、3月に30名以上の患者を出して、そのうち9人死亡した[13]。このほかにも、猩紅熱、ジフテリア、パラチフス、流行性脳脊髄炎などがあった。文部省学校衛生課の調査によると、大正9年（1920）9月からの約1年間に、学校寄宿舎の伝染病にかかった学生が241名で、そのうち死亡者は29名もいたという。

また、寄宿舎の構造としては、寝室、自習室、応接室、舎監室、宿直室、小使室、食堂、浴室、盥漱室などがあるが、前述のように、伝染病のリスクが出たため、構造上、不備なところがあり、健康上衛生上、問題点が多かった。よって、当局者は「目下最大の急務とするハ気候の悪くなるに随ひ伝染病患者を発生するの憂ひあり而して一度伝染病者を発生することあらんか多数の生徒と室を同うすることとて勢ほひ他に伝染するを免かれざるを以つて舎監や教師の病毒の伝播せんことと消毒の面倒なること検疫医の出入りを蒼蠅がりて患者をバ病院へ送ることを為さす却て保証人等の許に送還せんとするハ是迄の実例に徴して明らかなり如斯ハ頗る危険なるを以て当局者ハ此際府下の寄宿舎に令して平生隔離室か或ハ予備室を設けしめ患者の発したる時ハ直ちに之に移し以て病毒の伝播を防がしむることになさしむ」（『読売新聞』1902年6月6日付）という。そして、偶然に同じ頃、慶応義塾大学の学生が赤痢にかかったまま、無断で寄宿舎から自宅に帰った「逃走事件」が発生し、「東京府にてハ学校衛生に関して何等の取締なく殆ど等閑に附し去りつつある目下の現状にて既に過日も女学校内に伝染病患者を出せし事さへあれバ舎監たるべきもの能く能く其監督に注意せねバ時節柄由々しき大事にも及ぶなるべし」（『読売新聞』1902年6

月13日付）と、当局は伝染病の拡大を心配して、隔離室の設置と厳しい管理を求めた。そのため、患者が出た場合、病院に収容すると同時に、宿舎全員の大小便の検査、昇汞水[14]で便所の取手を始め、宿舎内の各所を消毒しければならなかった。

寄宿舎の管理上の問題に対して、当局は度々取締りを行った。明治22年（1889）、初めて「旅人宿及び下宿営業等」に準じて各学校寄宿舎の取締り規則を制定した。明治35年（1902）に、私立学校を調査し、各学校に対して、漸次宿舎を設けて厳重に監督をすると同時に、特に女子生徒の全寮制、もしくは身元保証人宅での宿泊を確保しなければ、入学を許可しないよう、厳しく取締りを行った。これらの多くは主に女子学生の風紀上の問題に対処するための対策であるが、さらに一高の寄宿舎の風紀上の問題は噂となり、「第一高等中学校寄宿舎の風儀上に付てハ昨今面白からざる流伝もあれども尚同校生徒等の言ふ処を聞けバ同寄宿舎ハ予て自治の制を取り東西南北、四寮の整頓ハ勿論飲食衛生の事に至るまで生徒各自の責任として之を治め室に総代ありて一室の責に任じ寮に委員ありて一寮の責に任じ之を統監するに一名の舎監ありて常に会議を開きて其改良を議し徳義に戻り風儀を乱しものハ厳に処罰して仮す処なきゆえ面白からざる風儀の行はるべき筈なしとのことなり」（『読売新聞』1892年4月20日付）と、マスコミに取り上げられ、寄宿舎の管理方法や存在意義が問われた。

そのため、明治期には寄宿舎廃止論が取り沙汰された。まず帝国大学の職員に舎監という高等官としての専門職があり、俸給が1級900円ほどの高給取りであるうえ、宿舎の維持費が年間1万円以上かかり、費用が高すぎるとの意見があった[15]。次に、帝国大学の学生はすでに「充分思慮勘辨ある」25～6歳の大人で、「籠中の鳥の如く」寄宿舎に押し込む必要がないとの主張があった。さらに、当初、英国風に寄宿舎を設け、人物養成に重点を置いたが、学生の増加で学校の増築に追われ、寄宿舎に手が回らず、寄宿舎を廃して教室に当てるところが出た。そのため、教育方針も英国風の人物養成からドイツの数理教育に重きを置くようになった。また、東京の交通機関の発達により、通学が可能になり、寄宿舎の「自然的縮小」と「自然的消滅」の現象が起きた。しかし、これらの原因以外に、日本独特と言われる学校のストライキ、舎監との対立、賄征伐などの管理上の問題が影響していた。それで、東京帝国大学は明治26年（1893）4月から率先して寄宿舎の廃止に踏み切った。明治30年（1897）6月に文部省から尋常師範学校の自修室を廃して、教室に充てようとの自修室廃止案があったが、みな教育方針の変更の延長線上にあった。その1か月後に一高の南北の二寮が廃止することになったため、大きな論議となった。

しかし、学校教育の一環として、日常生活における訓育は宿舎なしでは実行できない。欧美学校の伝統に習い、なるべく学生を寄宿させ、風紀上の問題を未然にふせぐとともに、品性を高め、躾け方に努めるよう、民間の力で寄宿舎を設立した。その一例として、統一学社の寄宿舎である。また、明治後期になると、寄宿舎の廃止について批判が相次いだ。エルエルデー・スウイングはドイツの大学教育理念や学生に比較しながら、「五千の東京大学々生は首府の小市街の間に散在せり。赤門外に於ける彼等に関しては、大学は何の責任を負ふ事なし」（『読売新聞』1911年7月5日付）と批判し、寄宿舎を設けないことで教育に大きな影響があると指摘した。それに先立ち、文部省も寄宿舎廃止の方針を見直した。文部大臣は明治42年（1909）4月の高等学校校長会議で次のように訓示を行い、寄宿舎の設立を奨励した。

生徒訓育上至大の関係を有するものは寄宿舎なりとす。所謂学校の精神校風なるものの冥々裡に生徒を薫化する力の偉大なることは何人も均しく認むる所にして諸君が寄宿舎を以て生徒の訓練上必要にして最も有効なる機関なりとせらるゝ（後略）。

『読売新聞』1909年4月16日「文相の訓示演説」

大正時代に入ってから東京帝大の寄宿舎問題はずっと懸案となっていたが、大正12年（1923）の関東大震災をきっかけに、図書館の裏と運動場の横にバラックで210人収容の寄宿舎を建設した。東京女子大学は英国風の教育を試みるために、大正13年（1924）11月に、武蔵野村上井草北原（井の頭荻窪間）に200室180名収容できる鉄筋コンクリート二階建ての寄宿舎を建設した。しかし、士官学校、師範学校、感化学校のような特殊学校を除き、全寮制をうたった第一高等学校でさえ、全員を収容することができなかった。

二、中国人留学生寄宿舎

1．初期の中国人留学生寄宿舎の概況

明治29年（1896）、公使祐庚は日本政府を通じて、嘉納治五郎に中国人留学生13名の教育を依頼した。これはもっとも早い官費留学生であった。この時期の宿泊については、記録は見つかっていないが、高等師範学校で教育を受けたことから、同校の寄宿舎に寄宿したか、民家を借りて対応したことが考えられる。明治31年（1898）6月に8名、8月に張之洞門下生13名、そして明治32年（1899）1月に40名、3月に15名の留学生が来日し、神戸に上陸した。さらに同年7月に50名の武備留学生、10月に24名、11月に張之洞派遣の36名の武備留学生が日本に到着した。武備留学生は牛込区にある成城学校の寄宿舎に入った。

明治32年10月に嘉納治五郎は神田区三崎町1丁目2番地に亦楽学院を創設し、三矢重松を主任教授に起用して5人の中国人留学生[16]を教授監督させた。11月に張之洞派遣の11名が入学し、三矢は留学生と校舎で起居を共にした。明治35年（1902）6月16日に、8名の女子留学生[17]が始めて来日し、その内、4名は下田歌子の監督のもとで帝国婦人協会の寄宿舎に入った。ほかの4名は高等師範学校の寄宿舎に入り、留学を始めた。明治35年に亦楽学院は規模が拡大して牛込区西五軒町に移り、弘文学院に改名し、さらに宏文学院の名称に変更して、中国人留学生の急増で分校5校を増設し、東京に押し寄せた中国人留学生の大部分を収容して、隆盛を極めた。明治42年（1909）7月28日の閉校まで、入学者は7,892人で、卒業者は3,810人であり、数多くの留学生に留学予備教育を行った[18]。

宏文学院の寄宿舎は、下谷区谷中真島町1番地にあったが、諸学校の寄宿舎に準じて、訓育を実践し、舎監は朝夕の行礼と日常の取締に当たった。寄宿舎の管理について、毎月、舎監より学院長に報告を行ったが、長年の宿舎管理の中で、無断外泊はわずか1件のみだったという。このころ、寄宿生の経費は、授業料は1円～4円、寄宿料（部屋代、食費、光熱費）は10円～15円、そのほか書籍費、筆墨費、雑費などを合わせて、1ヶ月15円～25,6円前後、1年として180円～300円であった。

そのほか、この時期の中国人留学生専用の寄宿舎としては、牛込区の成城学校寄宿舎、鶴巻町

にある早稲田大学第二寄宿舎、錦町3丁目18番地にある東京同文書院寄宿舎などが挙げられる。

東京同文書院章程を見ると、「学監承幹事之命與寄宿舎学生同寝食為諸生矜式」[19]（第三章八）、毎月の費用としては、「修金弐圓、舎費壹圓、炭油費壹圓、伙食八圓」[20]（第八章二八）とあり、宏文学院の寄宿料とほぼ同じである。そのほか、「衣服衾褥書籍筆硯医薬及按例出游費用並一切帰学生自備」[21]（第八章二九）などが決められている。また、「学生均須住本院寄宿舎外人非有特別情事不得附學」[22]（第九章三四）とあり、全員寄宿舎での宿泊が義務化となっている。さらに、東京同文書院寄宿舎規則に次のような規程がある。

第一条　凡そ命令告示ハ面諭ノ外ハ之ヲ掲示場ニ掲示ス。
第二条　課業ノ終始及起臥食事等各時間ハ予鈴ヲ以テ報ス。
第三条　学生ハ本院制服ヲ著スヘシ。
第四条　疾病アルモノハ監督ニ申出テ其指命ヲ受クヘシ。
第五条　疾病アリテ課業ニ出席スルコト能ハザルモノハ監督ノ指命ヲ俟ツ可シ。
第六条　舎内ノ机椅子及一切ノ器具ハ之ヲ汚シ又ハ毀損スヘカラス違フモノハ辨償セシム。
第七条　舎内ハ清潔ヲ保ツ可シ窓外ニ物ヲ棄テ又ハ痰吐壺ノ外ニ吐痰スヘカラス。
第八条　舎内ニ於テハ静粛ナル可シ放歌喧囂ノコトアルヘカラズ。
第九条　進舎ノ時ハ靴泥ヲ去り舎内ヲ汚スヘカラス。
第十条　外来人ノ応接ハ応接処ニ於テスヘシ随意他室ニ引入ルヘカラス。
第十一条　舎内ニ於テ随意烹調スルコトヲ許サス。
第十二条　故ナクシテ厨房ニ出入スルコトヲ許サス。
第十三条　舎内ノ使役ハ随意使用スルコトヲ許サス。
第十四条　郵便物ノ発送ハ舎内所設ノ函内ニ投スヘシ。事故アリ又ハ至急ヲ要スル分ハ其由ヲ申出テ取捌ヲ請フヘシ。
第十五条　外泊スルコトヲ許サス。但シ万己ムヲ得サル事故アリ外泊ヲ要スルトキハ監督ニ申出テ其許可ヲ受クベシ又不得已シテ外泊シタルトキハ事情ヲ具シテ監督ノ処分ヲ俟ツ可シ。
第十六条　舎内又ハ舎外ニ於テ本院教職員ニ遇フトキハ敬礼を加フ可シ。
第十七条　食堂ニテハ左ノ事項ヲ守ル可シ。
　一　食時静粛ナルヘシ雑談スヘカラス。
　一　食時随意添菜を許サス。
　一　食堂外ニ於テ食事スルコトヲ許サス。
第十八条　寝室ニ於テハ左ノ事項ヲ守ル可シ。
　一　毎朝号鈴ヲ聞キ窓ヲ開キ寝具ヲ収ムヘシ。
　一　消灯後ハ談話スヘカラス。
　一　就眠ノ外寝室ニ在ル可カラス。
第十九条　自習室ニ於テハ左ノ事項ヲ守ルヘシ。
　一　自習時間内ハ最も静粛ヲ守ルヘシ。
　一　消灯後尚ホ勤習ノコトアルトキハ其許可ヲ受クヘシ但シ各自蝋燭ヲ備フヘシ。

一　室内ハ常に整頓スヘシ乱雑ナルヘカラス。

一　炭火ニ注意スヘシ。

第二十条　講堂ニ於テハ左ノ事項ヲ守ルヘシ。

一　課業ノ号鈴ヲ聞キ先ツ講堂ニ入リテ教師ノ上座ヲ俟ツ可シ。

一　教師ノ上座ヲ俟チ起立敬礼ヲ行フテ座ニ復ス可シ退出ノトキ亦此ノ如シ。

一　課業中ハ事故ナクシテ外来人ノ応接ヲ許サス。

第二十一条　外出ノ時ハ左ノ事項ヲ守ル可シ。

一　外出ノトキハ名札ヲ反シ帰舎ノトキハ之ヲ復スヘシ。

一　市中ニ於テ妄ニ飲食店ニ立入リ又卑陋ノ所為アル可ラス。

一　外出時間ノ外、外出ノ必要アルトキハ其許可ヲ得ヘシ。

第二十二条　若シ教授上ノ事ニ付不便ノ処アルトキハ教頭ニ申出ルヘク教頭ノ処置ニ服セサルトキハ院長ニ申出テ静ニ其処置ヲ待ツヘシ。

食物其他教課外ノ事ニ関シ不便ノ処アルトキハ監督ニ申出ルヘク監督ノ処置ニ不服アルトキハ幹事ニ申出ルヘク幹事ノ処置ニ不服アルトキハ院長ニ申出テ静ニ其処置ヲ待ツヘシ。

右ノ場合ニ於テハ能ク礼儀ヲ守リ決シテ紛擾狼藉ノ挙動アルヘカラス。

『在本邦清国留学生関係雑纂』雑之部、文書番号 0055 ～ 0057

これを見ると、寄宿舎の寝室、食堂、自習室、外出、病気などに関する基本的な規則以外に、痰を吐いたり舎内で調理したり歌を歌ったりなど、想定外のことが多く、従来の宿舎管理の規則のみでは対応ができなくなったため、細則を加えてかなり厳しく管理した。

留学生は神田区を中心とし、本郷と麹町、牛込、赤坂、四谷などに集まったため、寄宿舎に収容しきれず、中国人留学生専門の下宿屋が激増した。黄尊三の『清国人日本留学日記』（佐藤三郎訳、東方書店、1986）によると、彼は明治 38 年（1905）5 月に日本に上陸して宏文学院に入学した時、豊島郡巣鴨分校の南寮に入居したが、その後、ずっと下宿屋と素人下宿を転々としていた。経済力のある中国人留学生は、「監獄」のように厳しく拘束される寄宿舎より、自由な下宿屋を好んで転居したようである。

2．大正時代の中国人留学生の寄宿舎

大正時代に入ると、中国人留学生の置かれた状況が変わりつつあった。大正元年（1912）11 月 17 日に中華民国留学生総会成立大会が開催し、さらに、大正 4 年（1915）2 月に留日学生総会が成立し、中国人留学生が組織化されるようになった。大正 2 年（1913）に、官費留学生が 1,919 名、私費留学生が 2,000 余名に達し、翌年に 2 回目の日本留学ブームを迎え、中国人留学生は 5,000 人を超えた。それ以降、変動はあるが、大正 5 年（1916）に 2,358 人、6 年に 2,465 人、7 年に 3,653 人、8 年に 3,815 人、9 年に 3,810 人で推移している。

それに伴い、中国人留学生専門の寄宿舎も民間人の手によって設立された。

まず、大正 3 年（1914）に神田区仲猿楽町 5 番地に、日本亡命中の国民党員を収容する寄宿舎ができた。これは頭山満と寺尾亨の肝煎りで設置されたもので、反袁運動に参加した後、日本

図１　エルイン夫人と岡部幸子

に亡命して一時的に学校に身を置き、第三革命の到来を待つ人たちのために、設立した宿舎である[23]。

次に、中国人女子留学生を対象とする中華女学廬が挙げられる。この寄宿舎は明治43年頃から、英国聖公会宣教師エルイン夫妻が小石川区指ケ谷町７番地の自宅付近に一軒家を借り受け、少数の中国人女子留学生を世話したが、大正４年(1915)以降、大部分が帰国したため、やむを得ず一時閉鎖した。大正６年(1917)の春頃から、女学生が漸増したので、エルイン夫人は本郷区千駄木町50番地の借家に移り、10名ばかり収容した。秋に本郷区団子坂近くの小石川白山御殿町97に民家を借りて、17、８名を収容する女子寄宿舎になった。女子留学生たちは女子高等師範、音楽学校、美術学校、女医学校の学生であった。この時は、エルイン夫人と岡部幸子が管理していた。しかし、大正７年(1918)５月の日中軍事秘密協約[24]の締結によって、留学生は帰国運動を起こし、入居中の女子学生も帰国してしまったため、寄宿舎は一時閉鎖された。大正８年(1919)４月に音楽会などで700円余りの寄付を募り、女子華友寮と改名して寄宿舎を再興した。舎費は月に５円、食費は15円[25]で、安かったが、寝室のみで閲覧室などの娯楽施設がなかった。

その近くの小石川区白山御殿町109番地に、同じく聖公会系の施設としては、エルイン夫人の経営による中華聖公会寄宿舎があった[26]。収容人数は15人の小さな寄宿舎で、舎費は４円、食費は20円であった。

さらに中華基督教青年会館はこの時代に重要な寄宿舎であった。もともと明治時代に、神田区駿河台鈴木町に留学生の総本部ともいうべき清国留学生会館があり、各省の同郷会、学会、書籍、雑誌の発行所が集まったが、中華基督教青年会館はYMCAによって、明治38年（1905）５月

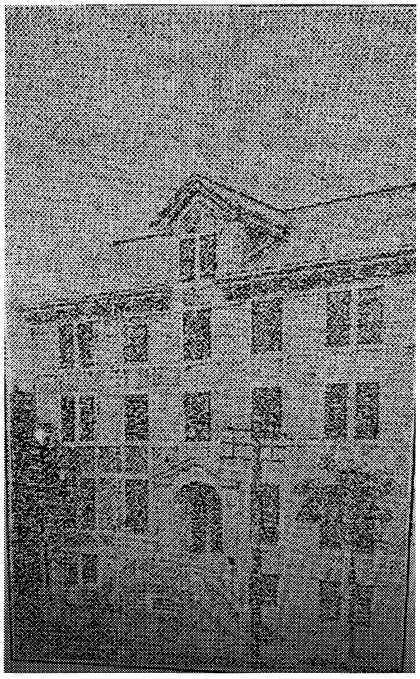

図２　関東大震災前の中華基督教青年会館、『読売新聞』1921 年 9 月 25 日付

10 日に創立され、最初は神田美土代町の日本青年会館の一角を借りて、アメリカ人モットーの経営で、キリスト教精神に基づき、徳育知育体育社交の四方面から人格の形成を図るのを目的として事業を始めたが、後に神田北神保町 10 番地に移った。同会館は幹事のアメリカ人スチュワードと中国人の馬伯援の活躍で、聖書研究会をはじめとする布教活動[27]、新米留学生対象の入学受験に必要な補習教育、学者有名人による講演会の開催、図書閲覧、英語日本語の練習倶楽部、中国人子弟の小学校教育、各種スポーツ、公衆浴場[28]など、各種の活動を精力的に展開していた。さらに、社交活動として、中国人留学生のために日本の政府機関、学校、会社、工場などの見学を企画し、実社会を理解するために留学生たちの見聞を広めるのに役立った[29]。そのほか、中国人留学生同士の親睦を深めるためのコンサートや映画の催しを開いたり、本国からの視察団を受け入れたりした。

会館の建物は 4 階建てで、寄宿舎は、本館付属の施設として部屋数 28 で 60 人を収容できる大きな施設であり、館費 4 円、食費 16 円で、娯楽施設が完備してあった。この会館は関東大震災で被災したため、日華学会と日華実業協会などの呼びかけで 45,000 円の募金が集まり、改修工事を行い、大正 12 年（1923）6 月 29 日に落成式を催した。

日華学会は大正 7 年（1918）5 月に中国人留学生の支援を目的として創立された。寄宿舎設立の理由としては、「留学生に関係ある方面の意見を求めたるに、其の多くは留学生の宿舎に対する、不満不平の声が絶えないとのことであつた、依て取敢へず神田、本郷辺にて留学生専門の下宿屋数箇所に就き、舎室、下宿料及取扱方等に関し、実情を聴取する事としたが、大体に於て大同小異なるも斯種業者の常として、留学生が本邦の事情に疎きに乗じて、不当の利を貪り、又は差別

的の目を以て冷遇し、其の間に温情の掬すべきもの無きのみならず、留学生の平素接触するものは殆んど無教育の男女傭人にして其の言語、動作等多くは陋劣、野卑なるを免れず、殊に当時市内外各所に潜在する所謂素人下宿なるものに在ては、風紀上にも如何はしきもの少しとせず」(『日華学会二十年史』日華学会、1939、61頁）ということが挙げられる。大正10年（1921）に、日華学会は文部省から金15万円の奨励金の交付を受け、中国人留学生の寄宿舎を経営するようになった。

この時期に、東京市内に中国人留学生の寄宿舎が大小合わせて7箇所あったが、その内、日華学会が設立した中華学舎第一学舎と第二学舎、女子寄宿舎が重要である。中華学舎第一学舎は大正7年（1918）12月に設立した男子用寄宿舎で、本郷区湯島天神1丁目39番地にある下宿屋東京館を賃借して、収容人数が約20名だが、大正8年（1919）に31名入居し、満員になったため、大正10（1921）年5月に文部省より国庫補助金の交付を受け、6月に下谷区真島町1番地にある下宿屋春日館の1棟を購入して、寄宿舎に充て、定員60名であった。同年12月1日に湯島天神の寄宿舎を廃止し、これを中華学舎第一学舎と命名した[30]。中華学舎第一学舎では、舎監をおかずに、職員は交替して監督した。

中華学舎第二学舎は大正9年（1920）10月に本郷区駒込追分町31番地にある下宿屋を改装して、11月に開舎した。収容人数が60名であり、管理方法は第一学舎と同じであった。関東大震災後に、一度修繕を施したが、昭和10年（1935）7月に、老朽化のため閉鎖された。

前述した中華女子留学生寄宿舎は、松岡均平と門野重九郎夫人の後援で再開し、エルイン夫人、岡部幸子、吉野作造、門野重九郎夫人、馬伯援、丸山伝太郎の協力のもとで、維持されたものの、わずか18名しか収容できない小さな寄宿舎であったため、大正10年（1921）に経営困難となり、日華学会毎月補助金を出すことになった。関東大震災後に、修繕費用などの捻出が難しくなったので、日華学会の経営に移り、舎監も岡部幸子から服部ます子になった。大正13年（1924）4月に二階建て一棟を増築し、収容定員が30人に増えた。

翠松学寮は牛込区山吹町2‐77にあり、明治37年（1904）から丸山伝太郎と良子夫妻が自宅に受け入れて家庭的な寄宿舎を目指して経営していたが、下宿屋と違い、暖かい家庭的な雰囲気の中で14名の中国人留学生を世話しているため、留学生たちから親のように慕われていた。楽器、卓球台、園芸などの娯楽用の器機があり、新聞も置いてあった。大正9年（1920）以来、丸山夫婦は、松岡均平と大倉喜七郎の援助を得て、経営を続けたが、大正12年9月の関東大震災で大きく損壊したため、大正13年（1924年）に丸山、松岡、大倉より当該学寮を日華学会に寄付され、日華学会が数千円を投じて修繕を施した。その後も丸山夫婦に管理と経営を任せた。

大和町女子寄宿舎は、関東大震災の後、中国人女子留学生の要望に応えて、民家を購入し、改修を加えた寮である。住所は小石川区大和町19番地で、わずか50坪で収容定員12名の小さい寄宿舎であった。昭和5年（1930）に中野女子寄宿舎の開設に従い、女子留学生は全員新しい寄宿舎に移った。

このほかに、神田区小川町1-7にある尚友学舎は収容人数27名、小石川区竹早川116にある中華践実斎は収容人数34名、小石川区雑司ヶ谷87にある臨南学舎は7人、小石川区指ヶ谷町30にある荒庭は15人を収容していた。右の四つの寄宿舎は全部中国人が経営したもので、寝泊まりのみで娯楽施設はなかった。府下落合村には、平岡女史の寄宿舎があった。

三、留学生寄宿舎設立の目的

最大の目的は、もちろん留学生たちの下宿難を解決することである。

大正時代はちょうど中華民国成立後の内乱の時代にあたり、そのため母国からの送金は滞りがちで、官費留学生はしばしば困窮していた。そして、第一次世界大戦後、日本国内の物価が高騰し、下宿料も値上がりした。また、大正9年（1920）頃、銀相場が暴落し、本国からの送金に頼る中国人留学生たちは、追い打ちを受け、学費と生活費に困り果てた。

中国人留学生に対する日本社会の差別意識は、文学博士沢柳政太郎が「日本人の対支観念」で「現在は支那人に対する一般の観念が総ての階級即ち無智のもの、婦人、小学児童にまで軽侮の念を以て徹底して居る。更に外交官や政治家或は支那に永く滞在したものや支那の録を食んだものゝ考へも是又支那人に対し敬意を持たぬ」（『読売新聞』1918年7月9日）と述べているように、当時の日本人の庶民感覚として存在し、一部の下宿屋が中国人留学生に対して、不当な高値を要求したり、貸家貸間は留学生を断ったりした。さらに、大正2年（1913）年の「南京事件」を始め、漢口の日本人商店襲撃事件など、中国国内のナショナリズムが高揚し、大正4年（1915）の対華二十一か条要求、大正7年（1918）の日華軍事秘密協約などの日本の対華政策によって引き起こされた留学生たちの「排日」感情が高まり、日本と中国における民間人の感情的な対立が背景となり、中国人留学生をめぐる日本社会の環境が悪くなり、一層下宿難が深刻となった。

寄宿舎は、留学生たちの不満を解消するためにも有用であった。

大正4年の対華二十一か条要求の交渉において、東京の中国人留学生は2月11日に抗議運動を展開した。そして日本政府は5月7日を最後通牒の期限にしたため、中国人留学はそれ以降、5月7日を「国恥日」とし、毎年抗議デモを行った。特に、大正7年（1918）の日華軍事秘密協約交渉をきっかけに、中国人留学生たちは、5月から大規模な「同盟休校」「同盟帰国」を決行して1200人以上帰国してしまった。

留学生たちの「排日」感情について、安川敬一郎や寺尾亨を始め、多くの有識者はその原因を指摘し、改善策を提案した。安川は、一部の「学店」のような学校は「修学の便」や「日本の実社会との接触」をまったく考慮せず、ただ徒に留学生を収容したと批判し、そして日清戦争後の日本社会における「敵愾心の余波」と「外国人に慣れない無節制の好奇心とは、到る所で支那人を愚弄する様な風習を生ずるに至った」（『日支親善の基礎たるべき教育事業』1917年11月、8頁）と指摘した。『東京日日新聞』も中国人留学生の「排日思想」について、外務、内務、文部各省の当局者間の議論の結果として「其の原因が政治的よりは寧ろ日常の待遇問題より来れる場合多きが如く内務省にては最近学校及び下宿屋等に於ける留学生待遇の実状調査に着手し漸次此の方面の改善を図らんとしつつあり」（1918年2月16日付）と指摘した。

滝浦文弥は「日本に十年も留学して居ても一人の親友も日本人の間に出来ない、日本人の中流家庭に出入したこともないといふ者の多いことを見ても一般が知られる」（『寄宿舎と青年の教育』単純生活社、1926年、129頁）と指摘している。奇しくも砂田実は、日華学会の寄宿舎事業に関連して、「留学生渡来後数年間此の如き、地にて生活し、唯昼間の数時間学校にて教師に接触する位にて、其の他中流以上の人士と会見するの機会なく、而して学校卒業後は急いで帰国する

の状態にて、本邦に対する思慕追想の念希薄なるのは致方なき次第であつて、遂には彼等に終生拭ふべからざる悪印象を与ふるの結果となる」（『日華学会二十年史』前出、61頁）と、滝浦と同じような意見を述べた。

また、キリスト教系伝教士の慈善活動の一環として建てられた寄宿舎もある。前述したアメリカ人宣教師による中華基督教青年会館と、英国聖公会宣教師エルイン夫妻の経営による寄宿舎はこの類であった。

さらに、アメリカ政府の中国人留学生誘致政策への警戒も見逃せない。アメリカ人が中国で各種学校を建て、付属病院を作り、義和団事件賠償金を免除してアメリカへの留学を誘致することは、日本の有識者に強いインパクトを与えた。中華基督教青年会の活動を始め、中国人留学生界へのアメリカ人伝教士の影響力に驚き、度重なる留学生たちの抗議運動の裏に伝教士たちが暗躍したのではないかと、疑心暗鬼に疑いの目を向け始めるとともに、従来の留学生政策を反省し始めたのも事実である。

安川敬一郎は「支那人教育実行案」（大正7年11月）において「団匪事件の償金額を合算すると、大正七年一月以降、支那政府の帝国政府に支払ふ額は、約四千四百六十五万円であつて、是れが利子として支払ふべき分は、約二千七百二十六万円ある。（中略）その中二千百九十万円は支那も内乱相続き、財政窮乏せる際、新たに樹立せられたる統一政府の善後費用として寄附することにしたい。而して残りの五千万円を以て、日支親善の基礎を確立すべき教育及び之れに付随せる事業の費用に充てたいと思ふのである」（『在本邦清国留学生関係雑纂』雑之部、文書番号0038）と述べ、さらに具体策として中国人留学生を収容する各種学校に補助金を出して「下宿屋若しくは寄宿舎を監督して、留学生に不都合の待遇を與へしめないようにする」（同前）と提案している。

こうした背景の下で、日華学会は設立され、中国人留学生たちの下宿生活の改良を趣旨の一つとして、寄宿舎事業を始めたのである。

しかし、前に考察したように、中国人留学生専用の寄宿舎はどれも規模が小さく、下宿屋を買い取って改造したところが多く、設備がいいとは言えなかった。そして、下宿屋の規模と数量に対抗できず、多くの中国人留学生を収容することができなかった。それゆえ、寄宿舎設立の目的を達成できたと言い難い。

例えば、大正3年（1914）を例として、中国人留学生の分布状況を見ると、文部省直轄学校では、東京帝大45人、京都帝大20人、東北帝大33人、九州帝大3人、東京高等工業学校140人、東京高等師範学校72人、第一高等学校62人であった。官公私立学校では、明治大学666人、日本大学212人、成城学校153、日華学院139、志成学校97人、東亜同文書院87人、正則英語学校67で、その他の学校や地方官公私立学校はそれぞれ少人数であった。

大正8年（1919）の統計を見ると、文部省直轄学校では、東京帝大87人、京都帝大43人、東北帝大11人、九州帝大13人、東京高等工業学校206人、東京高等師範学校113人、第一高等学校82人となった。官公私立学校では、明治大学317人、日本大学133人となったが、一方、東亜同文書院1128人、早稲田大学181人、法制大学212人と大きく伸びた。このように、官公立学校の留学生は少人数で、多くの留学生は私立学校に通っていた。文部省直轄の学校では、東京帝大は寄宿舎を廃止したものの、ほかの学校は寄宿舎があり、全部ではなくても、一部を収容

できた。しかし、私立学校は人数が多く、下宿屋に頼らざるを得なかった。

終わりに

大正時代の中国人留学生政策を振り返ってみると、文部省は長期戦略がなく、場当たり的な対応で終わったような感が否めない。本来、明治38年（1905）の後、第一次中国人日本留学ブームを迎え、日本は中国に対して、教育権を持つようになり、留学生教育、中国国内での教科書出版、日本人教習の派遣で、大きな影響力を発揮する絶好のチャンスであった。この時期に、宏文学院、神田清韓語学校、早稲田大学のような、中国人留学生を多く受け入れる学校は寄宿舎を設けて対応した。

しかし、親日家を育成する目的で始めた中国人の日本留学事業が、中国国内の科挙試験廃止により大勢の中国人の若者が日本に押し寄せ、各種営利目的の学校、速成班の乱立により、寄宿舎で対応できなくなり、下宿屋で対応するようになった。そこで、神田周辺に中国人留学生の集まる「中華街」ができ、賭博、喧嘩、近隣トラブルなど、予期せぬ社会問題が発生した。

大正5年（1916）の文部省の留学生現状調査によると、東京府下のある私立大学は、中国人留学生に対して、日本語が通ずるものならば、無試験入学を認め、昼間の授業では出席を取らず、夜間下宿屋での行動はもちろん把握せず、試験の答案に漢文での回答を認めるという極めて「寛大」な措置を取った。そのため、学校の管理がまったくなく、勉強に身が入らなかった人が増えた。生理上もっとも誘惑の多い年齢に当たり、故郷から遠く離れて、家庭教育の環境もなく、監視の目がない中で、同郷の知り合いを訪ねて、下宿屋の間を歩き回り、賭博をしたり中華料理屋で飲み歩いたり売春窟に出入りしたりして、怠惰して勉学をおろそかにし、学資を使い果たして学校をやめることになり、多くの除籍者が現れた[31]。

一方、度重なる「同盟休校」、「同盟帰国」などの抗議運動により、留学生への管理策が迫られた。よって、具体的に、以下の三つの対策が取られていた。

1．寄宿舎制度の見直しである。寄宿舎への見直しは、営利主義の下宿屋を批判した観点から始まったのである。制度としての学校教育の管理が及ぶ宿舎は、教室以外の時間で留学生の行動を把握するには便利であるし、都市の誘惑から留学生を隔絶することができるのみならず、「排日」運動から留学生を隔離することができる。大正時代の中国人留学生専門寄宿舎、特に日華学会の寄宿舎はこの目的が顕著であった。現に大正8年（1919）の資料を読むと、寮生が国恥日のデモに参加しなかったと報告されている。
2．留学生監督機関を設け、中国人経理員の派遣で、各省がそれぞれ自己責任で留学生を管理しようとした。しかし、元留学生だった経理員の素質の問題もあり、中国中央政府の統一政策ではなかったため、結果的に有効な管理手段にならず、官費やその他の経費を出納するのみで終わってしまった。
3．中国側の留学生制限措置。大正3年（1914）1月17日に、教育部部令第3号で「管理留学日本自費生暫行規程」が公布され、留学資格、保証人、調査票の提出および処罰などが公示された。さらに、教育部部令第4号で「経理留学日本学生事務暫行規程」を公布し、経理員の権

限を拡大強化した。

寄宿舎は、人格の修養、つまり「品性陶冶」と生徒訓育上の重要な手段であると、文部官僚や教育者によって指摘されたにも関わらず、行政機関によって、留学生収容を目的とする寄宿舎の整備が見られなかった。大正10年（1921）に、「対支文化事業」として、特別会計法案が成立し、中国人留学生優遇措施が講じられ、日華学会への補助金交付があったものの、中国人留学生専門の寄宿舎は、ほとんど民間の有志や宗教関係者の慈善活動によって運営された。日本の政治家は留学生政策や寄宿舎の建設に冷淡であった。

よって、上述の対策が実施されたが、大正4年（1915）対華二十一か条要求の交渉と大正7年（1918）の日華共同防敵軍事協定交渉後の留学生たちの大規模な抗議運動を見ると、それらの対策は功を奏したと言い難い。中国人留学生たちの「親米排日」について、アメリカ人神父の「暗躍」とされる意見がある一方、日本の学校教育の失敗、下宿屋と素人下宿の質素な暮らしぶりと冷遇、社会底辺の男女との交友関係に原因を帰する考えがあった。それをある程度、改善したのは本稿で考察したように、間違いなく寄宿舎であった。

中国人留学生の生活誌を検証するために、下宿屋や寄宿舎のほかに、食生活、恋愛、娯楽、大正博覧会などのイベント、関東大震災や火災などの自然災害の影響などに関する考察も必要である。それらの課題への考察は今後のテーマとしたい。

付記

本稿には、今日の観点から見ると、一部には差別的な意味合いの言葉が含まれているが、文献の性質上、あえて原文の通りに引用した。また、引用文の漢字表記は、特別な場合を除いて通行の新字体に統一した。

注

1 明治時代は清国留学生、大正時代は中華民国留学生と区別して表現すべきであるが、行文上の利便性を考慮して、本稿はすべて中国人留学生という名称を使用する。
2 「大正時代における中国人留学生の生活誌―下宿屋生活を中心に」（『武蔵野大学グローバル教育研究センター紀要』第3号）を参照。
3 東京府布達甲第三十二号（『読売新聞』1884年8月5日「官令」欄）を参照。
4 山口県大島郡学生寄宿舎舎則（『在本邦清国留学生関係雑纂』雑之部、第二巻所収）を参照。
5 埼玉県は1897年11月に九段坂下の明信館に埼玉出身の学生の共同宿舎を設立した。（『読売新聞』1897年11月16日付を参照）
6 同志会は明治35年（1902）11月21日創立、東京市本郷区西片町10番地ほ10号にあり、ボイド寮は明治41年（1908）創立、麹町区飯田町6丁目21にあり、聴声学舎は大正元年（1912）10月31日に創立、東京市小石川区戸崎町3にあった。
7 明治成業保証会社の成立の経緯については、『読売新聞』1888年1月5日付を参照。
8 この火事はランプから出火してしまったため、その教訓を汲んで1890年2月ごろ、帝国大学や第一高等学校の寄宿舎に電気燈が取り付けられた。
9 この寄宿舎は三崎町二丁目十番地にあり、二階建てで30室がある公衆寄宿舎であり、1908年9月19日に開館された。

10 「女学生の同盟休校」（『読売新聞』1896年10月19日付）を参照。
11 「寄宿舎生　舎監を襲撃」（『読売新聞』1923年2月10日付）を参照。
12 「女学校の腸窒扶斯」（『読売新聞』1902年5月20日付）を参照。
13 「高等学校寄宿舎の腸窒扶斯」（『読売新聞』1904年3月3日付）を参照。
14 昇汞に食塩を加えて水に溶かしたもの。毒性が強く、明治時代に消毒液として使用された。
15 「帝国大学の舎監」（『読売新聞』1891年7月30日付）を参照。
16 その5人は戢翼翬（湖北）、鄒瑞昌（安徽、25歳）、熊垓（江西、17歳）、黄大暹（四川、17歳）、李盛衡（江西、19歳）である。戢翼翬は1896年に始めて来日した官費留学生13人中の1人で、この時、既に東京専門学校（早稲田）に通っていると考えられる。
17 8名の女子留学生は前清国伝務局総辦経蓮珊の引率で広東と江蘇の留学生と一緒に来日したもので、総勢67名であった。女子留学生の氏名は、曹麗雲（22歳）、陳彦安（21歳）、華桂房（18歳）、胡杉華（19歳）、周佩珍（15歳）、兪文婉（9歳）、凴元賽（13歳）、呉樊（14歳）である。
18 明治38年（1905）11月2日に、文部省は省令第19号で「清国人ヲ入学セシムル公私学校に関スル規程」を発表したため、留学生たちは同盟休校をして反対運動を行った。数百名が帰国した影響で、宏文学院は3分校を閉鎖した。
19 手本とすること。
20 学費2円、宿舎費1円、光熱費1円、食事代8円。
21 衣服、布団、書籍、筆と硯、薬、そして修学旅行費用と雑費はすべて学生の自己負担である。
22 学生は本院の寄宿舎に寄宿しなければならない。特別な理由がない限り、同伴を認めない。
23 頭山は臼田キエという女性とその夫金蔵、そしてキエの姉に依頼して、寄宿舎を切り盛りした。
24 日中陸軍共同防敵軍事協定と日中海軍共同防敵軍事協定。
25 大正9年5月の統計による。以下中華基督教青年会館と中華聖公会寄宿舎も同じである。
26 中華女学廬は小石川白山御殿町115、中華聖公会寄宿舎は小石川白山御殿町119の説もあった。
27 当時の中国人留学生を対象に、東京で合衆教会、聖公会、美以美教会が布教活動を行っていた。
28 『読売新聞』（1921年9月30日付）によると、1920年に公衆浴場の利用者は総数18000人に上り、盛況だったという。
29 『読売新聞』（1921年9月30日付）によると、大正7年から10年にかけて、54回の見学が企画され、延べ2228人が参加したという。
30 中華学舎第一学舎は大正12年（1923）9月の関東大震災で、建物が傾けてしまい、修繕を行ったが、昭和時代に入ってから、満州、上海事変を経て、中国人留学生が激減し、かつ建物が老朽化したため、昭和7年（1932）5月20日に閉鎖された。
31 『留東外史』（不肖生、民権出版部、1922）では、このような「堕落」な留学生が多く描かれている。

主要参考文献

・寺尾捨次郎『学校管理法』（大日本図書、1894年）
・崢是三郎『学校管理法』（文学社、1897年）
・『在本邦清国留学生関係雑纂』雑之部、第一巻～第四巻（国立公文書館アジア資料センター所蔵）
・井田竹治『学生風紀問題』（弘文館、1902年）
・原田東風『男女東京遊学案内』（大学館、1905年）
・島田博『学校建築通解』（末広堂、1906年）
・出口競『学者町　学生町』（実業之日本社、1917年）
・『基督教年鑑』（日本基督教会同盟、1918年）
・山口義三『東都新繁昌記』（京華堂書店・文武堂書店、1919年）
・山口競『一目瞭然　東京遊学学校案内』（大明堂書房、1922年）
・不肖生『留東外史』（民権出版部、1922～24年）
・滝浦文弥『寄宿舎と青年の教育』（単純生活社、1926年）
・今和次郎『新版大東京案内』（中央公論社、1929年）

・『日華学会二十年史』（日華学会、1939 年）
・関口秦『興亜教育論』（三省堂、1940 年）
・横山健堂『嘉納先生伝』（講道館、1941 年）
・さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』（くろしお出版、1960 年）
・黄福慶『清末留日学生』（台湾中央研究院近代史研究所、1975 年）
・黄尊三『清国人日本留学日記』（佐藤三郎訳、東方書店、1986 年）
・周恩来『十九歳の東京日記』（矢吹晋編、鈴木博訳、小学館、1999 年）